

大牟田市ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度による大牟田市への寄附の促進と、市内の特産品の販売促進、観光PR及び定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者に贈呈する商品・サービス等（以下「返礼品」という。）及び返礼品を取扱う事業者（以下「返礼品取扱事業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(返礼品の要件)

第2条 返礼品については、以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 大牟田市の魅力の体感やPRにつながる要素を持った商品・サービス等が含まれたものであること。
- (2) 市内で生産、製造、加工又は販売されているもの、市内の原材料を使用しているもの、又は市内で提供されているサービスのいずれかに該当すること。ただし、いずれにも該当しないものであっても、福岡県が大牟田市の地域資源として認定したものについては要件を満たすものとする。
- (3) 通年で安定した品質及び供給が見込めるものであること。但し、期間限定及び数量限定で供給可能なものも適合とする。
- (4) 令和元年6月からのふるさと納税に係る指定制度において、総務省が定める基準を満たしていること。
- (5) 全国で不特定多数のものが使用できる、金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券等）に該当しないものであること。

(返礼品取扱事業者の要件)

第3条 返礼品取扱事業者については、以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 原則として、本社（本店）又は事業所（店舗を含む）が市内にあること。ただし、本社又は事業所が市内になくても、市内にて商品及びサービスを提供する場合及び市内で生産された原材料を使用した返礼品を取り扱う事業者であって、市内に同様の品物を取り扱う事業者が存在しない場合はこの限りではない。また、福岡県が大牟田市の地域資源として認定したものを取扱う返礼品取扱事業者については要件を満たすものとする。
- (2) 生産・製造・販売に関する法令などを遵守していること。
- (3) 返礼品又は類似商品等の発送実績を持つ若しくは確実かつ速やかに発送業務を行うことが見込まれること。
- (4) 返礼品に関する苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

- (6) F A X、又は電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、大牟田市及びふるさと納税返礼品発送業務を受託した者（以下「返礼品発送業務受託者」という。）との連絡が電子メール、又はF A Xで確実に実施できること。
- (7) 返礼品取扱事業者登録申請時に市税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任していないこと。
- (9) 暴力団が実質的に運営している者でないこと。
- (10) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者でないこと。
- (11) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者でないこと。
- (12) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者でないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。

（返礼品及び返礼品取扱事業者の登録）

第4条 返礼品及び返礼品取扱事業者の登録を受けようとする者は、大牟田市が指示する申請書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による申請があった場合は速やかにその内容を審査し、商品・サービス等が第2条の要件を満たすときは返礼品として登録し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）が前条の各号のいずれにも該当すると認められるときは返礼品取扱事業者として登録し、申請者に通知するものとする。

（契約の締結）

第5条 返礼品取扱事業者の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、返礼品発送業務受託者と返礼品の配送等に関する契約を締結するものとする。

（遵守事項）

第6条 登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 返礼品の配送等に関して取得した個人情報について、当該配送等の目的以外に使用しないこと。
- (2) 返礼品の配送等に関して、個人情報漏えい防止対策を徹底すること。
- (3) 返礼品取扱事業者の登録を権利と称し、第三者に譲渡し、又は承継させないこと。
- (4) 総務省告示（平成31年総務省告示第179号）第5条に定める地場産品基準及び食品表示法（平成25年法律第70号）において、遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。

(変更等の届出)

第7条 登録者は、次の各号のいずれかに該当する時は、大牟田市が指示する書類を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 返礼品取扱事業者について、代表者の変更があったとき。
- (2) 返礼品取扱事業者の所在地、名称等にかかる変更があったとき。
- (3) 返礼品の名称、内容、配送時期等に変更があったとき。
- (4) 返礼品の配送を一時的に休止し、又は廃止しようとするとき。

(登録の取消等)

第8条 市長は、登録を行った返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、当該返礼品の登録を取消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により返礼品の登録を受けたとき。
- (2) 第2条各号に該当しなくなったと認められるとき。(3) その他市長が返礼品として適当でないと認めるとき。

2 市長は、登録を行った返礼品取扱事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該返礼品取扱事業者及び取扱う全ての返礼品を取消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により返礼品取扱事業者の登録を受けたとき。
- (2) 第3条各号に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) 食品表示法の違反を行ったと認められるとき。
- (4) その他市長が返礼品取扱事業者として適当でないと認めるとき。

3 市長は、第1項及び前項の規定に基づき返礼品及び返礼品取扱事業者の登録を取消したときは、登録者に通知するものとする。

4 登録者は、第1項及び第2項の規定により、返礼品及び返礼品取扱事業者の登録が取消されたときは、返礼品及び登録者の要件を満たさなくなった期間中に大牟田市へ提供した当該返礼品代金の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として大牟田市の指定する期間内に大牟田市に支払わなければならない。ただし、登録者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 登録者は、業務の実施に関し、自己の責めに帰すべき理由により、大牟田市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実地調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、返礼品にかかる業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(秘密の保持)

第 1 1 条 登録者は、この登録を受けて知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。
登録期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(補足)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 2 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。